

平成 29 年 4 月 1 日実施

# 家庭用コージェネレーションシステム契約 (ガス小売選択約款)

平成 29 年 4 月

上田ガス株式会社

上田市天神 4 丁目 29 番 3 号



# 目 次

1. 目的	1
2. この小売選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結および契約期間	2
6. 使用量の算定及びお知らせ	3
7. 料金	3
8. 名義の変更	3
9. 単位料金の調整	4
10. 契約の変更	5
11. 解約	5
12. 精算	5
13. その他	5

## 付則

1. この小売選択約款の実施期日	6
2. この小売選択約款の掲示	6
3. この小売選択約款の実施に伴う切り替え措置	6

## (別表)

1. 適用区分	7
2. 料金及び消費税等相当額の算定方法	7
3. 料金表A	8
4. 料金表B	9
5. 料金表C	9
6. 算定係数	9



## 1. 目的

このガス小売選択約款【家庭用コージェネレーション契約】（以下「この小売選択約款」といいます。）は、家庭用コージェネレーションシステムをご使用いただくお客様向けに、ガスの料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件を定めたものです。

## 2. この小売選択約款の変更

- (1) 当社は、この小売選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス小売選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの小売選択約款の変更に関する異議がある場合は、この小売選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この小売選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
  - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この小売選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

## 3. 用語の定義

この小売選択約款及びこの小売選択約款に基づくガス需給契約（以下「ガス需給契約」及びガス小売供給約款に規定する「ガス使用契約」をそれぞれ「契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「家庭用コージェネレーションシステム」とは、都市ガスを1次エネルギーとして家庭用ガスエンジン、家庭用燃料電池により電力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する家庭用の熱電併給システムをいいます。
- (2) 「家庭用ガスエンジン」とは、都市ガスを熱源としてガスエンジン方式により電力

と熱を発生させる機器をいいます。

- (3) 「家庭用燃料電池」とは、エネルギー源として都市ガスを使用し、電気化学反応により電力と熱を発生させる機器をいいます。
- (4) 「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有するものをいい、「施設付き住宅」とは、1建物に住宅と店舗等の非住宅部分とがあるものをいいます。
- (5) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (6) 「消費税率」とは、消費税等相当額の、消費税法の規定により課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。

#### 4. 適用条件

この小売選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの小売選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 住宅または施設付き住宅の住宅部分において家庭用コージェネレーションシステムを使用していただくこと。
- (2) 家庭用コージェネレーションシステムは、定格発電出力（機器容量）が3kW未満であること。
- (3) 1需要場所におけるガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下であること。
- (4) 当社が（1）から（3）の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただくこと。

#### 5. 契約の締結及び契約期間

- (1) この小売選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) この小売選択約款に基づく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から、その定例検針日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。以下、同じ。）の末日までといたします。ただし、契約成立日がガスの使用開始日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日から、その日が属する年度の末日までといたします。
- (4) 契約期間満了日以前に解約の申し込みがない場合、この小売選択約款に基づく契約は、契約期間満了日の翌日からその日が属する年度の末日まで継続するものとし、以後これにならうものといたします。この場合、当社はその旨をお客さまにお知らせい

たします。なお、お客さまが希望される場合を除き、その他の事項のお知らせについては省略いたします。

- (5) 当社は、この小売選択約款に基づく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一需要場所においてこの小売選択約款または他のガス小売選択約款に基づく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から1年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (6) 当社は、この小売選択約款に基づく契約を締結されているお客さまから、その契約期間満了前に他のガス小売選択約款に基づく契約への変更の申し込みがなされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) 当社は、お客さまが当社と他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれのガス使用契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この小売選択約款に基づく契約の申し込みを承諾できないことがあります。

## 6. 使用量の算定及びお知らせ

当社（導管部門）は、前回の検針日及び今回の検針日（解約による検針日を含みます。）におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。当社は、当社（導管部門）より通知を受けた使用量をお客さまへお知らせいたします。

## 7. 料 金

- (1) 当社は別表の料金表を適用して、6の規定により算定した使用量に基づき、その料金算定期間の料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (3) 料金は、口座振替、クレジットカード払い又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。

## 8. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの小売選択約款に基づく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままた

は当社は当該契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものとしたします。

## 9. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は別表2(2)のとおりとしたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.074 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.074 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりとしたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

38,910円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表2(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し100円単位としたします。)及びトン当たりLPG(プロパン)平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し100円単位としたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額としたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9771 \\ &+ \text{トン当たりLPG(プロパン)平均価格} \times 0.0474 \end{aligned}$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG(プロパン)平均価格は、当社の本社及び営業所等に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の



金額といたします。

(算式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき  
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき  
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

## 10. 契約の変更

2(1)の規定によりこの小売選択約款が変更された場合、当社はこの小売選択約款に基づく契約を変更することができるものといたします。

## 11. 解約

- (1) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出に基づき、この小売選択約款に基づく契約を解約できるものといたします。ただし、5(5)の規定によりその後の契約の締結にあたって制限を受ける場合があります。
- (2) お客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、当社の申し出に基づき、この小売選択約款に基づく契約を解約できるものといたします。なお、4の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただちにその旨を連絡していただきます。
- (3) (1)または(2)の申し出に基づく解約の日は、申し出が相手方に到着した日(以下「解約申出日」といいます。)以降最初の定例検針日といたします。なお、解約申出日が定例検針日と同日の場合は、その日といたします。
- (4) この小売選択約款に基づく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまからガス小売供給約款に基づく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。

## 12. 精算

11(2)なお書きの規定にかかわらず、お客さまが4の適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、ガス小売供給約款の規定に基づき算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

## 13. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

## 付 則

### 1. この小売選択約款の実施期日

この小売選択約款は平成29年4月1日から実施いたします。

### 2. この小売選択約款の掲示

当社は、この小売選択約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この小売選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この小売選択約款を変更する旨、変更後のガス小売選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

### 3. この小売選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、平成29年4月1日の時点で、旧選択約款（平成29年3月31日まで適用された【家庭用コージェネレーション契約】をいいます。）に基づく契約を締結しているお客さまの契約期間については、当該契約期間の末日を平成30年3月31日まで延長するものとし、その後の契約更新については、5（4）の規定によるものといたします。

## 別 表

### 1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから23立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が23立方メートルを超え、232立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が232立方メートルを超える場合に適用いたします。

### 2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。）から、その合計額に別表6に規定する算定係数を乗じた金額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。）を差し引いたものとしていたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合の料金は、基本料金と従量料金の合計額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。）としていたします。

(備 考)

上記の料金の算定式は次のとおりです。

料金 = A - B

A = 基本料金 + 従量料金 （1円未満の端数切り捨て）

B = A × 別表6に規定する算定係数 （1円未満の端数切り捨て）

ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、

料金 = A

- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定し

た調整単位料金を適用いたします。

- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(1円未満の端数切り捨て)
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷(1+消費税率)
  - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷(1+消費税率)

### 3. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

#### (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	777.60円
------------------	---------

#### (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	123.39円
------------	---------

#### (3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	9 5 0 . 4 0 円
--------------------	---------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 1 5 . 8 8 円
-------------	---------------

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 基本料金C (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	2 , 1 2 9 . 7 6 円
--------------------	-------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 1 0 . 8 0 円
-------------	---------------

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

6. 算定係数

算定計数	5 パーセント
------	---------